

「土日完全週休2日制試行工事（発注者指定型）」に係る  
特記仕様書

1 土日完全週休2日制の定義

- (1) 土日完全週休2日制試行工事の対象期間は、現場着手日から工事完成報告書の提出日までとする。
- (2) 対象期間中、原則、土曜日及び日曜日を現場休工期とし、現場閉所する（下請負者を含む）。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合で監督員との協議により現場休工期に工事現場を稼働させた時は、その後、4週間以内に振替を行うこと。

2 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

3 受注者は、月1回、工事現場の休工期状況を監督員に報告すること。

4 対象期間中において、土日完全週休2日の現場閉所を達成できた場合、以下のとおり、それぞれの経費を補正係数により補正し、変更契約にて計上する。

※1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工期・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。

※2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【補正係数】

- ・ 労務費 : 1.05
- ・ 機械経費（賃料） : 1.04
- ・ 共通仮設費率 : 1.04
- ・ 現場管理費率 : 1.06

5 試行工事の検証を行うため、受注者（下請負者を含む）は、完成報告書提出日までに別に定めるアンケートに回答し提出すること。